



**「個人が主役となる社会」を目指して  
新しい日本を目指す既存システムの破壊**

**2002年6月17日**

**(社)経済同友会  
次代を造る会**

## 目次

はじめに	.....	3
人材・教育の領域	.....	4
金融資本市場の領域	.....	7
税制の領域	.....	10

## はじめに

21 世紀に入り、「新しい個人の時代」すなわち「個人が主役となる社会」を迎えようとしている。「個人が主役となる社会」とは、個人が企業に対しても、市場に対しても、国家に対しても、対等なパートナーとして存在する社会である。日本社会では、1940 年前後にその起源をみることのできる、旧来型の中央集権的なシステムが軋み始めて久しい。組織や企業や国家の存在を前提として個人の生き方が規定される社会ではなく、個人の自発性や可能性、価値観を否定しない、あるいはそれらを駆動力とする社会システムを、我々は選び取らなければならない。

我々は、今一度、「市民として自立した個人のあり方」を模索すべきであると考え。正当な選択肢を要求し、自らの基準で取捨選択を判断し、きちんと自己責任を全うし得る個人、すなわち権利と義務とを常に意識し行動する個人を生み出し、支援するシステムをまず構想すべきである。

一方で、20 世紀後半の情報化の急速な進展が、「個人が主役となる社会」を準備しつつあることも確かである。情報化の進展は、個人が1つの組織ではなく、その人の関心の数だけ複数のネットワークに属することを可能とした。お互いに関係性を持ちながら自律的に動くことができる個人、企業に依存しなくても社会的な活動ができる「独立した個人」が生まれつつある。

「個人が主役となる社会」では、国家は個人の発意や価値観をスムーズに社会的な力に結集する、クライアント - サーバシステムにおけるサーバのような存在であるべきだ。個人と企業の関係も変わる。もとより企業の本質は情報の共有にあり、情報共有の仕方が異なれば、企業と個人の関係も自ずと異なる。個人よりも情報を持ちうる企業が、個人よりも優位な立場だった時代が過ぎ去ろうとしている。自律分散的な社会に移行しようとする状況を、中央集権型のシステムで統治しようとしても無理が生じてしまう。そうした視点から日本社会のシステムを見直し、不適合を起こしているサブシステムをひとつひとつ破壊していくことが急務である。

本提言は、現在の日本社会を規定している社会システム - 金融システム・規制、日本的労使関係・長期雇用制度、税・財政制度や教育制度、家族制度など - のうち、我々が緊急度が高いと判断した「教育・人材の領域」「金融資本市場の領域」「税制の領域」の3つの領域について、今後の改革の方向性を検討した結果である。

## 人材・教育の領域

### 1. 問題意識

国際競争の中で企業を経営し、多少なりとも社会の情勢に通じている立場の我々からみると、我々の後輩である新卒者や学生の職業意識の低さに愕然とするケースが多い。働く個人も国際競争に晒されはじめている現在、このままでは日本の若い人々が“地盤沈下”を起こすことは明白だ。しかしその根本原因を「学校」のみに帰着させるのは、21世紀における経営者の取るべき態度ではない。

過去、企業の中での人材マネジメント自体が、個人の自発性や可能性、価値観の発露を妨げ、結果として単一の価値観しか認めない教育システムを形成した一因となったことは否めない。日本という枠組みの中で労働市場の機能やその質を問うのであれば、まず当事者である我々が企業のあり方から見直すべきである。

本提言は、教育システムの検討に先立つ、企業の人事システムに対する我々自身の検討結果である。

### 2. 現状分析

多くの日本企業が採用している職能資格制度は、新卒大量一括採用を前提とし、年功序列的な要素を強く持ちながら、一律昇進競争を加速させる、実に見事な人事システムであったし、間違いなく過去の日本企業を特徴づけるシステムであった。

その特徴は、以下の3点に集約できる。

**年功的人事処遇であること**

**働く個人を集団的に管理すること**

**企業の中に個人を囲い込むこと**

一時期、合理性を保ったそのシステムが、今や働く個人に納得感を提供できないこと、既得権益層を保護し若年層の高失業率の原因となっている可能性があること、国際競争の中において競争力のない個人を産み出し続けていることを、我々は自覚すべきだ。

### 3. 我々が展望する社会

「個人が主役となる社会」において、個人と企業とが対等な立場でパートナーシップを形成する社会を我々は展望する。お互いに求めるものが不明確なままの個人と企業の間を、「成果主義的人事処遇であること」「働く個人の能力に個別に対応すること」「企業に個人を縛りつけないこと」という点から見直し、能力をベースとした企業と個人の対等な関係を構築すべきである。

そうした見直しを行った場合、働く個人と企業とは、明確な契約で雇用関係を結ぶことにな

る。また、企業は雇用関係を結ぶ個人の年齢、国籍を問わなくなる。結果として、個人と企業の間には、馴れ合いではない緊張状態が生まれることになるだろう。

#### 4. 破壊すべきシステム / 構築すべきシステム

##### 1)【採用】出会い頭の就職・採用の中止 インターンシップの戦略的活用

自分の適性に対する判断や、目的意識を持ってないままに就職活動を行っても、学生、企業双方とも理解不足のまま採用・就職活動が進むことになり、潜在的なミスマッチが生まれてしまう。リアルなキャリアプランは、実際に働くことでしか描けない。我々は学生に対して、「何のために学ぶか」「自分は何をやりたいか」という目的意識を、外部との交流の中から捉え直し続ける環境を提供し、職業意識醸成の一助としたい。同時に、採用時におけるインターンシップ経験の重視、インターンシップの長期化、インターンシップを通じた採用を実施していく。

さしあたって、経済同友会・次代を造る会において、インターンシップを綿密にプログラムし、参加企業を広く募り、1年間で1,000件のインターンシップを実現する「**インターンシップ1,000プロジェクト**」を発足させる予定である。

##### 2)【処遇】個別初任給の導入 人事処遇の個別化

個人の能力・業績に基いて処遇する場合、すでに採用の時点で個々人の差が生じる。自らのキャリアを真剣に考え、自己投資を行ってきた学生と、そうでない学生との間に差が生じるのは当然である。我々は、学んだ専門性や思考方法、あるいは自社、他社を問わずインターンシップの経験及び実績などを基準として、可能な限り入社当時から個別の給与を設定する。そうでなければ急速に国際化する労働市場に対応できず、優秀な人材が国外に流出することになる。

一方、企業側には、就職希望の学生に対して「どのような能力・成果を期待するのか」について、明確に説明することが求められる。また、人材マネジメントの個別化に対応する仕組み(給与水準決定権の事業部門への委譲など)が必要となる。

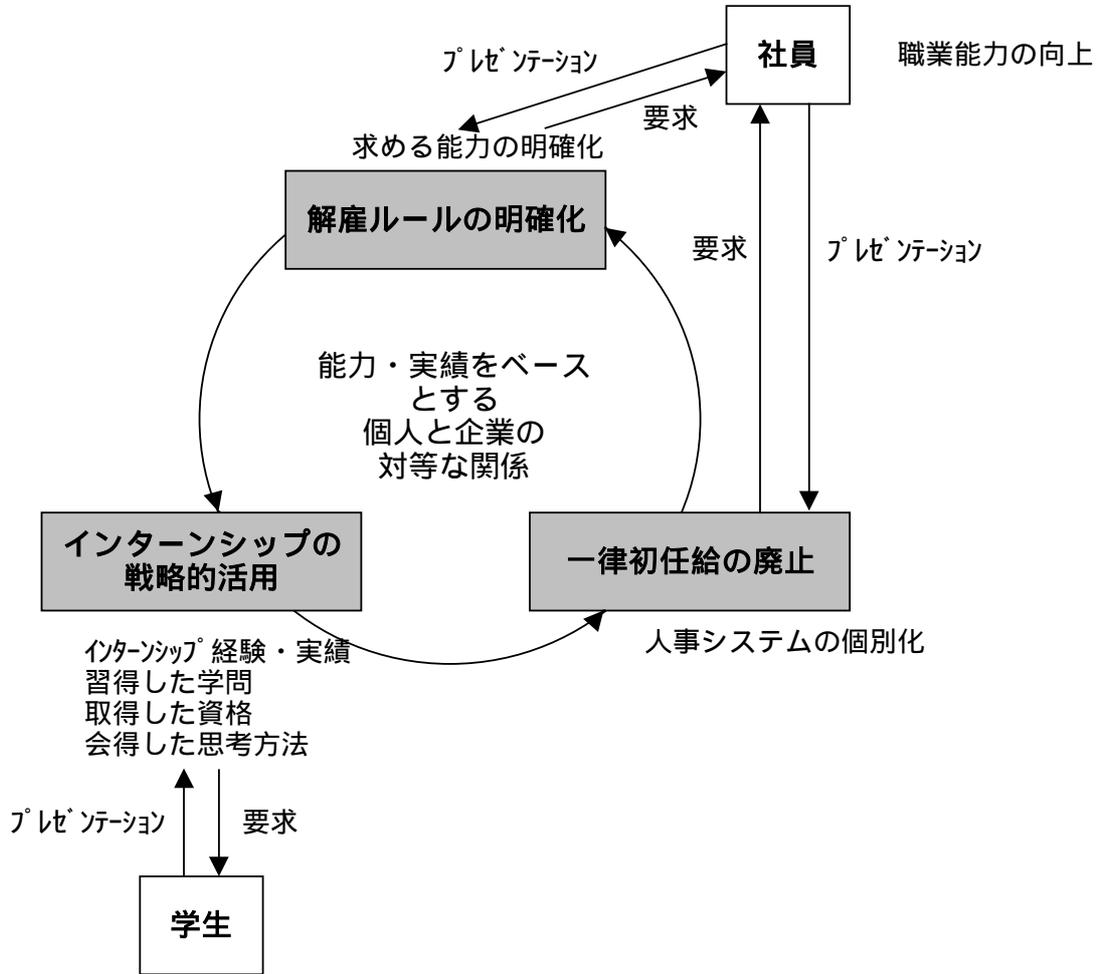
なお、新卒均一初任給を廃止することによって、既に社員となっている個人についても個別の人事マネジメントを適用することにつながる。

##### 3)【雇用】解雇ルールの特化 - 長期雇用慣行の具体的廃止

日本では使用者が雇用者を解雇する権利について、過去強い制限が設けられてきた。解雇権濫用が判例法理であるため、事実上見直すことが困難になっている。

重要なことは、闇雲に解雇しやすい状況を作ることではなく、解雇ルールを明確化することである。労働契約法(仮称)のような、企業と個人との契約関係のあり方を明確に規定する法律の整備が必要であろう。

補) 上記3つの提言は、それぞれが有機的に結びついている。



キャリア意識・職業意識の向上

自らのキャリアに資する行動喚起  
(学業、アルバイト、資格取得等)  
明確な職業意識を持つことの重要性  
が、高校生、中学生にも浸透

## 金融資本市場の領域

### 1. 問題意識

現在の日本の金融資本市場は“死んで”いる。日本版金融ビッグバンは、当初想定していた、個人や機関投資家が株式や社債に活発に投資するという理想から大きく乖離してしまっており、十分な成果を挙げているとは言い難い。

### 2. 現状分析

当然であるが、金融資本市場において、ハイリスク・ハイリターン状況があることは何ら悪いことではない。リスクプレミアム以上のリスクが市場に存在することが、個人からみた現在の金融資本市場の問題である。

郵便貯金をはじめとする公的セクターに資金が偏在したこと、過大に発行された国債が金融資本市場を歪めていることが大きな問題である。金融に関するリスクが銀行セクターに集中しているにもかかわらず、リスクの二次流通市場が形成されない。更に、金融破綻処理の基準を明確化しない不明瞭な金融施策と相まって、市場が機能するだけの社会的信頼が築けないままの状態である。

眼前のマーケットの非合理的なシステムを徹底して見直し、個人が純粋にリスクテイクできる環境を調えること。これ以外に、個人が金融資本市場を有効に利用し、市場が再生する方策はない。

### 3. 我々が展望する社会

個人が主役になる社会において、消費者・投資家たる個人は、自己責任のもと自分でリスクウエイトを選択せざるを得ない。銀行預金も1つの投資として意識する、という本来のあり方が求められてくる。市場に存在せず、個人が自己責任のもと、安心してリスクを引き受け得る市場を、我々は展望する。

### 4. 破壊すべきシステム：不当なリスクが偏在し、個人が積極的に投資できない市場

#### 1) オーバーバンキングの解消 信用不安に陥った金融機関の自然淘汰

すべての金融機関は、複数の格付け機関による、自らの信用情報を明快にディスクローズすべきである。同時に投資不適格と評価された金融機関が、ディスクローズが不徹底なまま、個人に対して預金・生保加入・投資等を促した場合には、処罰されて然るべきである。オーバーバンキングによる過当競争から生じる金融機関(特に銀行)の適正利潤の未獲得の解消は、市場原理に則って行われるべきである。また信用不安を招いた金

融機関の経営者は、潔く辞任し、後進もしくは外部に道を譲るべきである。

## 2) 不良債権の先送りとして機能する RCC の廃止

郵貯や住宅金融公庫の存在が、日本の金融市場を歪めていることは言を待たない。RCC(整理回収機構)は、今や企業再生までをもその任としているが、明らかに民間企業の領域に踏み込んでしまっている。RCC に一定の価格形成能力があることは認めても、存在すると市場原理に反する価格操作等の誘引が働くことになる。

## 5. 構築すべきシステム : 自己責任で投資する個人が不当なリスクを負わない市場

### 1) 金融破綻処理ルールの明確化

システミックリスクが予想される場合、緊急避難的な公的資金注入は止むを得ない。しかし、本来的には、破綻処理のルールを明確化することにより、金融機関の経営に対する規律付けを強化すべきであり、注入以後も経営改善がなされない場合、速やかに処理が行われるべきである。

### 2) プレイヤーの資格を問うルールの構築

#### **最低ラインとしての国際会計基準の導入**

#### **企業自らの信用情報公開の義務化**

例えば銀行、証券会社ならば、格付け機関による信用度を、基金運用者ならば、その取引構造、利益相反の状況、格付け機関による信用度等を顧客に説明することを義務づける必要がある。

#### **プロはアマのために働くこと(受託者責任)の明確化・義務化**

#### **日本版 ERISA 法施行と実刑を伴う刑事罰の設定**

米国の年金基金対象の ERISA 法は、その運用機関をも制御する法律であるが、日本でも早期の制定が望まれる。その際、関連法律(信託法、SPC 法、金融商品販売法等)とともに、刑事罰の設定まで踏み込むべきである。また、法律に限界がある以上、業種別にプロ同士の相互評価システムを作ることが望ましい。

### 3) 税制の一貫性と政策スケジュールの明確化

一貫しない税制や、明文化されない施策のスケジュールは、それだけでカントリーリスクを生むことを、政策当局は強く認識すべきである。

参考:RCC と RTC の相違点

	RCC	RTC					
発足経緯	住専、東京信組等破綻	S&L破綻					
設立年度	RCCとしては1998年	1989年					
清算年度	未定	1995年					
業務内容	破綻金融機関の処理ならびに存続金融機関の債権買取	破綻銀行の処理					
主要業務	債権回収	不良債権の処分					
購入債権	破綻金融機関の債権ならびに存続金融機関の債権	破綻銀行の債権					
サービサー業務について	自ら行う	民間業者へ委託					
処理方法内訳	通常の債権回収	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">破綻銀行の処理</td> <td>ABS（資産対応証券）発行による証券化（処分割合53%）</td> </tr> <tr> <td>バルクセール（同22%）</td> </tr> <tr> <td>民間企業と共同出資で担保不動産を開発するファンドに対するエクイティ・パートナーシップ（同19%）</td> </tr> <tr> <td>オークション（同6%）</td> </tr> </table>	破綻銀行の処理	ABS（資産対応証券）発行による証券化（処分割合53%）	バルクセール（同22%）	民間企業と共同出資で担保不動産を開発するファンドに対するエクイティ・パートナーシップ（同19%）	オークション（同6%）
破綻銀行の処理	ABS（資産対応証券）発行による証券化（処分割合53%）						
	バルクセール（同22%）						
	民間企業と共同出資で担保不動産を開発するファンドに対するエクイティ・パートナーシップ（同19%）						
	オークション（同6%）						
処理時の損失について	損失の発生は認められない。	当初40%程度の割引はあったが、証券化市場の形成や不良債権市場（バルクによる売買）の形成とともに最終的には、トータルで20%程度の割引で収まった					

## 税制の領域

### 1. 問題意識

税制は「国のかたち」や国民の意識を規定する社会システムの1つである。昨今の税制改革に関する各方面の論議も、その点を強く意識していると考えられるが、過去、本質的な議論から始まった改革論議が、技術的なパッチワークに陥る事態を何度も目にしてきた。我々は来るべき社会を「個人が主役となる社会」と考えており、その観点から税制に対する大きな方向性を考えたい。

税制を考える際に「公平」、「中立」、「簡素」という原則が強調されるが、これらはそれぞれ相互に関連する問題である。我々は特に「公平性」「公正性」に注目する。公平性を担保する考えとして、水平的公平と垂直的公平があるが、我々は前者が成り立たない状況で、後者は成り立たないと考える。いわゆる「クロヨン」「トウゴウサン」の問題を解決しない限り、全ての議論は空虚なものになる。これは恰も政治における「1票の格差問題」において、格差が2倍以上あっても格差なしとすることにより政治改革が進まない仕組みと同じである。我々はディテールに陥ることなく、この水平的公平を担保する抜本的な仕組みを提言したい。

### 2. 現状分析

1989年の消費税導入を除けば、1949年のシャープ勧告以降、日本の税制に抜本的な変更はなく、以下の点を特徴としている。

#### 1) 源泉徴収制度を基礎とした税制

#### 2) 単一標準的な個人モデルを基礎とする税制

単一の個人モデルとは、具体的には以下のようなモデルである。

家族の働き手は1人(配偶者控除、配偶者特別控除等)

1つの会社に勤め続ける個人(退職金課税等)

皆が中産階級(各種控除、高累進性)

家族を認めない「個人主義」(相続税、贈与税の最高税率水準)

#### 3) 所得課税を基幹とする税制

### 3. 我々が展望する社会

「個人が主役となる社会」では、個人が主体的に社会を選ぶ。社会を構成する一員として、誰もが社会的コストを応分に負担すべきである。その際、同等の担税力を持つ者は同等の納税額を納めるという水平的公平は、社会システムとして最低限必要な条件である。

また「個人が主役となる社会」では、個人の価値観やライフスタイルは多様化する。個人が

職業やライフスタイルをどのように選択しても、その選択が不当に不利益を被らない税制が望ましい。

#### 4. 破壊すべきシステム：単一標準的モデルで個人を縛る税制

##### 1) 各種控除の撤廃

配偶者控除や配偶者特別控除の非合理性についてはよく議論の俎上に上るが、基礎控除もその水準設定自体、根拠は薄い。高齢者や身障者についても同様であり、一方的に社会的弱者と決めつけるのは差別的である。ライフスタイルに中立的な税制という観点からも、簡素な税体系という観点からも、各種控除を全廃すべきである。

例えば、現在の退職金所得控除は退職金制度を強くサポートしており、結果として個人を企業に囲い込む効果を持つ。これは明らかに個人に対して、ライフスタイルを強制している。

一方で、NPO 等の新しい組織が生まれている現状で、そうした社会変化に対応すべきである。例えば、寄附金控除については、公益法人の定義、運営方法を大幅に見直した上で、個人による寄附金に限定して新たに設定されるべきである。公益法人の活動資金の多くを寄附金で賄うようにした上で、何が公益性かについての判断を個人に任せるべきである。

##### 2) フロー所得とストック所得の分類による二元的所得税の導入

所得課税については、賃金等の勤労所得（フロー所得）と金融所得および不動産所得（ストック所得）と分離して課税する二元的所得税とすることが、資本取引の海外流出防止という点からも、簡素という点からも合理的である。この場合、ストック所得は一律の税率とし、様々なストック選択に中立的な税制とする。

同時に、相続税・贈与税もストック所得として位置付けるべきである。

特にストック所得については、グローバルな取引が可能であるからこそ、世界各国の制度との比較優位を強く意識すべきである。

#### 5. 構築すべきシステム：納税者意識を醸成し、水平的公平を保つ税制

##### 1) 自己申告を前提とする税制

一定の税金を納めた後に、自己申告に基き還付を受ける税制とし、個人が社会を構成する一員であることを常に意識するシステムにすべきである。

##### 2) 消費税を基幹税とする税制

制度が信頼されるには、例外のないルール設定とその施行が必須であるが、納税者の水平的公平を保証することが何よりも重要である。この観点から消費税を基幹税とすべ

きであるとする。また消費課税は、個人の所得の源泉の形態やその変更に対して中立的であることも「個人が主役となる社会」にふさわしい。

なお、消費税においては、現状の帳簿方式を撤廃し、例外なくインボイス方式を導入することが必要である。

上記2点を同時に実現し、制度の信頼性を維持しながら納税者意識を醸成するシステムを下記のように提案する。

正直者が馬鹿を見ない税制 『消費税と所得税の連動モデル』

消費税を基幹税とした場合に問題となるのがいわゆる逆進性の問題である。これは、垂直的公平をどのようにとらえるか、という問題でもあるが、我々は、決して担税力という概念を否定するものではない。すなわち、豊かな者から多く徴税するという考え方を否定するものではない。

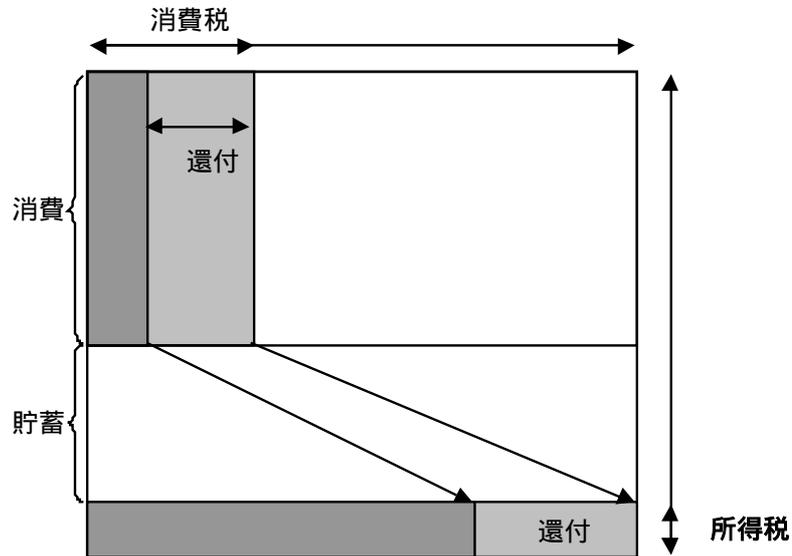
そこで我々は『消費税と所得税の連動モデル』を提案する。

このモデルでは消費税を基幹税とし、その逆進性を緩和するために所得税を補助的な位置付けとする(消費課税率の方が所得課税率よりも高い)。一定の消費税を納めた後に、所得を自己申告した者だけが、所得課税額を上限として一定額還付を受ける。更に、自己申告による所得水準に応じて、還付額も逆累進的に変化させ、消費税が持つ逆進性を緩和する仕組みである。

当然、自己申告を行わない者には還付されず、また虚偽の申告をした場合には、消費額との整合性を問われることになる。自らの消費証明と所得証明を申告する必要があるが、電子申告及び技術の進展によって解決可能であるとする。むしろ電子納税化へのインセンティブとして考えることが可能だろう。

なお、消費税はインボイス方式を導入することにより、事業者は免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。また、自らの消費証明を行う個人も、消費税額が明記されない免税事業者の領収書は還付対象にならない。

### 「消費税と所得税の連動モデル」概念図



### 注) 税収内訳のイメージ

	平成12年度 税額	改正		変更点	改正後 税額
		税額	影響額		
国税(一般会計分)	51兆円				51兆円
うち法人税	12兆円				12兆円
個人徴税額	39兆円	38兆円	9兆円		39兆円
消費税	10兆円	33兆円	23兆円	消費税率を15%に引上げ	33兆円
所得税	19兆円	5兆円	14兆円	所得税額を1/4へ引下げ (税率の引下げによる)	5兆円
その他(相続税等)	10兆円	-	-		1兆円

改正点は、消費税率 15%へ引上げ、所得税額を 1/4 へ引下げ(税率の調整等により)の2点。

改正により、消費税額は 23 兆円増、所得税額は 14 兆円減となり、合わせて9兆円の税収増となる。

改正後も個人徴税額を 39 兆円とすると、その他税額(相続税等)は 10 兆円ではなく、1兆円で済むことになる。

つまり9兆円の調整財源が生まれることになる。

この調整財源は、所得水準に応じた所得税支払い者への還付、更なる所得税率の引下げ、相続税率の引下げ等として使えることになる。